

注 意！

マイナ免許証を取得する方へ

マイナ免許証の取得後に、マイナンバーカードを更新すると、更新後のマイナンバーカードには免許情報が引き継がれません。

令和7年秋には、更新後のマイナンバーカードに自動的に免許情報が引き継がれる運用が開始される予定ですが、それまでの間は、**マイナンバーカードの有効期限が近づいている方は、**

- **マイナンバーカードの更新後に、マイナ免許証取得の手続きを行っていただくか、**
 - **従来の運転免許証との2枚持ちとしていただきますよう、**
- お願いいたします。

現時点では、マイナンバーカードを更新し、新たなマイナンバーカードの交付を受けた後、引き続き当該マイナンバーカードをマイナ免許証として利用したい場合は、**特定免許情報記録手数料を再度御支払いただく必要がありますので御注意ください。**